

地域の魅力と観光情報番組の発信業務に係る公募型プロポーザルに関する質問書への回答

番号	受付日	質問事項	回答
1	9月28日	制作した番組等について活用できるような二次使用に関しては、具体的にはどのようなもので使う予定でしょうか。	制作した映像コンテンツについては、各種イベント、催事等における放映、市のホームページ、SNS及び動画配信サービスによる公開等を想定しています。また、放映、配信する際には作成した映像を一部編集して使用する場合があります。
2	10月5日	5 業務内容 (5) 制作した番組等についての権利関係の整理について 貴市が活用される場合、どんなコンテンツに使用する可能性があるのでしょうか。 本来、番組や音楽には著作権、出演者(タレント)肖像権等があり、譲渡できないものです。中には風景や建物などについては問題のないものもありますが、権利関係を整理することが不可能なものも多く、質問、確認させていただきます。	制作した映像コンテンツについては、各種イベント、催事等における放映、市のホームページ、SNS及び動画配信サービスによる公開等を想定しています。また、放映、配信する際には作成した映像を一部編集して使用する場合があります。 著作権、肖像権等が発生する内容については、映像編集等による権利関係整理を受託者が行ってください。なお、編集後の映像内容については企画提案書に記載してください。
3	10月5日	6 成果品 (1)提出する成果品 イ 映像コンテンツデータについて 放送した番組等について撮影データをすべて成果品として提出するのでしょうか。 また、映像を使用する場合、どんな使用法をご計画されていますか。 上記(業務内容への質問)の理由から確認をお願いします。	制作したテレビ番組映像の納品については、放送した内容のみをDVD等の媒体に複製したもの(全ての撮影データを納品する必要はありません。)及び放送実績(放送日時、放送エリア、放送回数等)に関する報告書を提出してください。 二次使用が可能な映像コンテンツの納品については、著作権や肖像権等の権利関係を整理した映像データをDVD等の媒体により提出してください。
4	10月5日	番組放送途中にCMのための放送枠を設けます。そのCM放送に関するセールスは弊社で自由に行ってよろしいでしょうか。例えば、「この番組は、〇〇社の提供でお送りします。」等の番組提供セールスも含まれます。	差し支えありません。
5	10月5日	新居浜市PRCMや番組宣伝CMを協賛セールスしてもよろしいでしょうか。例えば、「〇〇社も応援しています。」等のコメントや社名ロゴ表示等を入れた形での放送実施を想定しています。	差し支えありません。